東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年11月13日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		一次水処理設備助剤溶解槽液位計において、水あか及びアオコ等により汚れがあり、液位が見えにくい 状態が認められたため、当該液面計を点検・清掃。	対象外	
2		一次水処理設備薬注現場盤において、扉ノブが空回りし、扉の開閉ができない状態が認められたため、 当該扉を点検・修理。	GⅢ	